

最高裁平成一二年(行ツ)第一五九号、一三・六・一四決定  
決 定

上告人 セメダイン株式会社

被上告人 中央労働委員会

同補助参加人 CSU フォーラム

(主文)

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

(理由)

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法三一二条一項又は二項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

最高裁判所第一小法廷